平成25年10月15日

## 号外 山田町復興まちづくり かる

発行·編集:山田町復興推進課

## 浄化槽設置に係る補助制度の対象拡大について

町では、東日本大震災により被災された方が、町内で住宅を建設または被災住宅の 補修を行うに当たり浄化槽を設置した際の補助金交付対象者を拡大します。

これまで補助対象外としていた山田地区の下水道認可区域内に浄化槽を設置する場 合も補助対象となります。

## ≪山田町浄化槽設置事業費補助金(山田処理区住宅再建支援事業)≫

項目	内 容
今回新たに対象となる方	次の①~②の条件を満たす方 ①公共下水道山田処理区認可区域(※)内の復興計画による整備事業に該当しない区域で、住宅の建設・補修に伴い浄化槽を設置する方(平成23年3月11日から平成28年3月31日までに浄化槽を設置する場合に限ります。) ※公共下水道山田処理区認可区域とは境田町、川向町、中央町、八幡町、後楽町、北浜町、長崎、飯岡第8地割等の一部です。詳細はお問い合わせください。 ②東日本大震災により居住していた住宅が大規模半壊以上の被害を受けた方(申請に「り災証明書」が必要になります)
補助額	5 人 槽:440,000円(床面積130㎡以下の住宅) 7 人 槽:551,000円(床面積130㎡を超える住宅) 10人槽:735,000円(二世帯住宅:浴室・台所が2か所あること) 注)実際に設置する浄化槽の規模ではなく、浄化槽が設置される住宅の床 面積等の要件(上記括弧内の要件)により補助額を算定します。
申請期間	平成25年10月1日~平成28年3月31日 注)すでに設置済みでも申請することができます。
申請方法	役場上下水道課に備え付けてある要望調書に必要事項を記入し、り災 証明書を添付して提出してください。
問合せ先	山田町役場2階 上下水道課 下水道チーム TEL:0193-82-3111(内線:255、256)